

(別紙)

隠岐広域連合立診療所
総合医療情報システム更新事業

提案依頼書

令和7年5月

隠岐広域連合

目 次

1. 施設の概要
2. システム更新の目的
3. システム更新スケジュール
4. 現在の医療情報システムと機能連携図
5. プロジェクト体制について
6. サポート体制について
7. 運用説明及び研修
8. データ移行
9. ハードウェア要件
10. ネットワーク要件
11. システム全体の基本事項
12. 電子カルテシステムとしての基本要件
13. セキュリティや利用者の権限に関する基本要件
14. 利用者情報の管理に関する要件
15. 電子カルテシステム
16. 他医療機関との連携
17. 医事システム
18. ウイルス監視システム
19. サイバーセキュリティ対策への対応
20. 国が提示する医療 DX への対応
21. 費用見積

1. 施設の概要

No	地区	診療所名	所在地	職員数	1日あたりの患者数
1	中村	隠岐の島町国民健康保険中村診療所	隠岐の島町中村48番地	医師1名 看護師3名 事務員2名	20人/日
2		隠岐の島町布施へき地診療所	隠岐の島町布施642番地1		15人/日
3	五箇	隠岐の島町国民健康保険五箇診療所	隠岐の島町郡584番地1	医師1名 看護師3名 事務員2名	20人/日
4		隠岐の島町久見へき地診療所	隠岐の島町久見309番地2		10人/日
5	都万	隠岐の島町国民健康保険都万診療所	隠岐の島町都万1773番地1	医師1名 看護師3名 事務員2名	20人/日
6		隠岐の島町国民健康保険都万診療所那久出張所	隠岐の島町那久156番地2		10人/日

※同じ地区の診療所は同じ職員が兼務

※総合医療情報システムの更新は上記6診療所全てとする。

2. システム更新の目的

現在稼働している「総合医療情報システム」が令和7年度末にサービスを終了することに伴い、新たな「総合医療情報システム」を構築するものとし、以下の目的を実現するために行うものである。

(1)診療支援・医療安全機能の充実

限られた医療スタッフで安心安全な医療行為を提供する為には、電子カルテによる診療支援や医療安全機能を充実させる必要がある。

(2)他医療機関との連携強化

患者の紹介・逆紹介、検体検査の外注検査、医療機器の共同利用など、患者利便性の向上を目的に、他医療機関との連携強化を図る必要がある。

3. システム更新スケジュール

システムの更新スケジュールは、以下のとおり想定している。
企画提案書と併せて、実行可能なスケジュール表を作成すること。

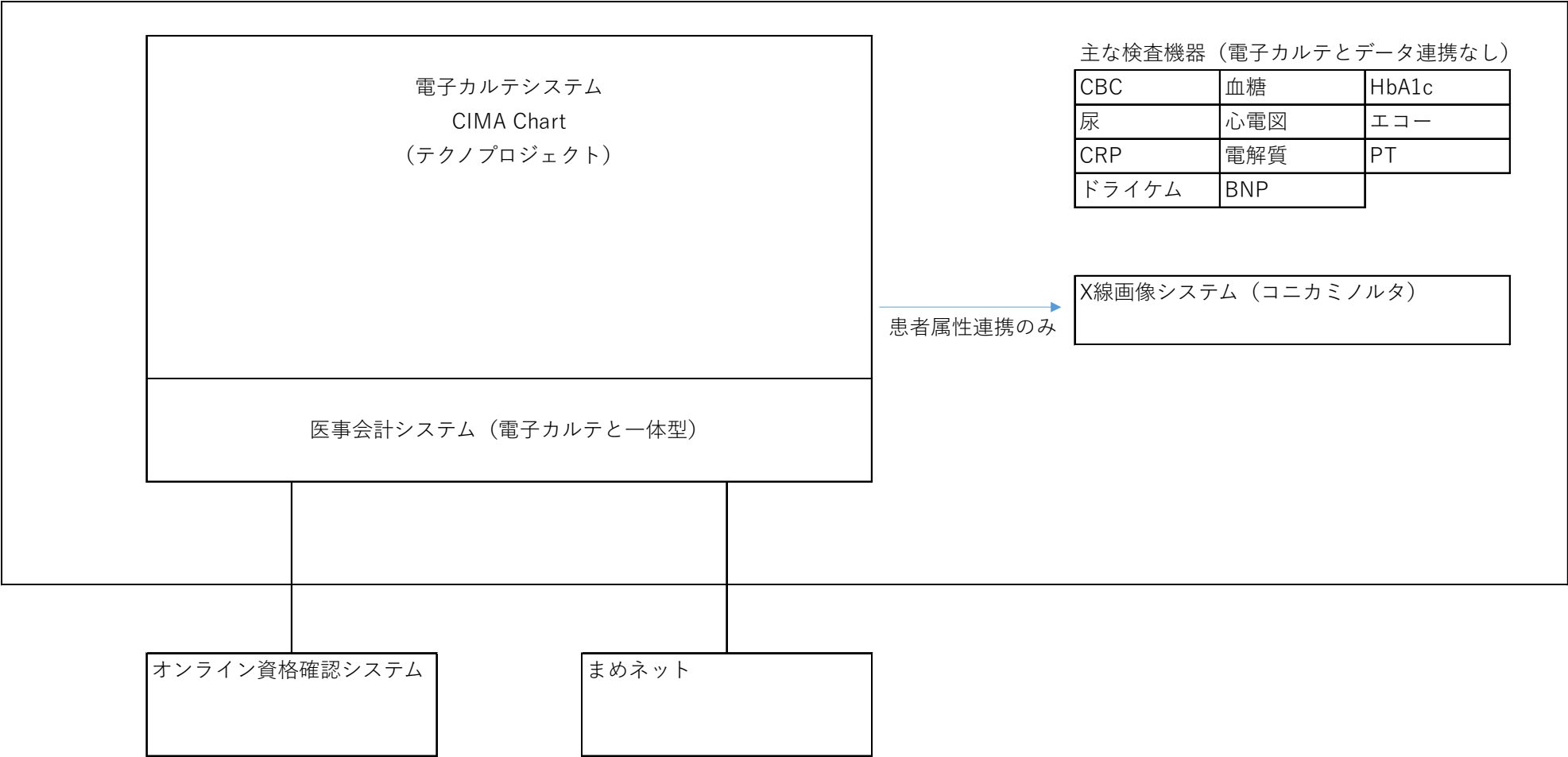
(1) 総合医療情報システム

① システム更新に関する公告	令和7年 5月中
② プロポーザルの実施	令和7年 7月
③ ベンダ決定	令和7年 7月
④ システム更新に関する仕様打ち合わせ	令和7年 7月～8月
⑤ システム準備・移行準備作業	令和7年 9月～11月
⑥ システム研修・検証作業	令和7年 12月
⑦ 新システム稼働	平成8年 2月

※納品物の納入時期を明記すること。

4. 現在の総合医療情報システム機能連携図

○診療所



5. プロジェクト体制について

「総合医療情報システム」の更新の為には電子カルテベンダ、部門システムベンダ、ネットワークおよびハードウェア構築ベンダの密接な連携が必要不可欠である。
その為、システム更新に係る各部門のプロジェクト体制と担当者別の作業内容を明記すること。

6. サポート体制について

サポート体制については以下の要求を実現可能な提案をすること。

またシステムにより対応が異なる場合はシステム別のサポート体制と理由を明記すること。

- (1) ハードウェア・ソフトウェア毎の対応窓口を明確にし、資料で提示すること。
- (2) 障害時には、内容と原因および対処等の経過を報告できること。なお、作業に緊急性がある場合は、事後報告も可とする。
- (3) 障害発生時には遠隔対応などの手段を組み合わせ、速やかに障害復旧作業を行うこと。
- (4) ハードウェア障害においては、24 時間 365 日対応を前提とし、緊急時にも遅滞なく対応できること。なお、窓口の所在地は問わないが、対応する拠点を明記し、対応方法について提案すること。
- (5) ソフトウェアに起因する障害について、電子カルテ・医事会計システムはクラウドサービスとすること。また、冗長構成を備え、障害発生時でもシステムの停止を最小限に抑えられること。

7. 運用説明及び研修

運用説明及び研修については以下の要求を実現可能な提案をすること。

また実際にどのような研修や操作説明を行うのか具体的な資料を用いて提案出来ること。

- (1) 診療所担当者に対して、システムの説明及び操作教育、障害発生時対応教育を実施すること。
- (2) 運用マニュアルが作成されていること。また、改定の都度更新されること。
- (3) システム更新の内容について、リリース情報が随時参照できる環境を提供すること。リリースに際しては業者側で作業を実施すること。なお、マスタ等固有の設定に関することについては、設定内容、手順について周知を行うこと。

8. データ移行

現行の電子カルテ（CIMA Chart）で管理している情報の移行方法、移行範囲について明示すること。

9. ハードウェア要件

ハードウェア要件は以下の通りである。

(1)	サーバ（提案にあたり、サーバーを設置する場合に必要な数を記入すること）	台
	必要なサーバ数はシステム構成によると思われるため、提案にあたり、必要なサーバ数を算出すること。	
	各システムで想定されるデータ量、機能を十分に考慮した構成とすること。	
	サーバのメンテナンスに必要な付属機器、備品は必要に応じて提案すること。	
	可能な限りUPSの集約を行うこと。	
(2)	クライアント	
	・デスクトップ21インチ以上	22台
	・ノートブック15.6インチ以上（無線対応用）	16台
(3)	周辺機器	
	・A4モノクロレーザープリンター（2段式）（受付用）	6台
	・A4カラーレーザープリンター（診察室用）	6台
	・ラベルプリンター（処方ラベル）	6台
	・A4スキャナ（連続読み込みが出来ること）	6台
(4)	ネットワーク構築及びその他周辺機器（工事費含む）	
	・ネットワークケーブル敷設（無線LAN・アクセスポイント設置含む）	一式

※各ハードウェアの機能は新システムの業務を遂行するのに必要十分な機能を有していること。
※ネットワーク構築及びその他周辺機器については、設置・運用において相応数を用意すること。
※物品の搬入、設置、稼働環境構築、調整、ソフトウェアインストール、本稼働に供する資源配布及び動作確認は全て業者責任において行うこと。

10. ネットワーク要件

ネットワーク要件は以下の通りである。

- (1) 提案する電子カルテシステムが問題なく稼働するネットワーク構築を行うこと。
- (2) 現在の電子カルテ（CIMA Chart）及びまめネットが、新しい電子カルテ端末上で参照できるネットワーク構築を行うこと。
- (3) 構築するネットワークの管理・保守が可能であること。

11. システム全体の基本事項

全システムの基本事項として以下の事項を実現可能な提案をすること。

(1) 令和8年3月に全システムの本稼働を確実にすること。

- (2) 円滑なシステム本稼働を実現するために、開発体制に、他医療機関（当診療所と同規模以上）において電子カルテシステム導入実績を有する導入担当者を組み入れること。
- (3) 更新予定のシステムは、多くの診療所での採用実績を持つこと。あるいは、それに準じた実績があること。またそれぞれの要望を吸い上げ、自主的に機能向上が図られていること。
- (4) 将来的なシステム化対象業務の増加、診療形態の変更の際にも原則としてシステムを停止することなく、システムの追加・更新やハードウェアの追加などが容易に行えるシステムであること。
- (5) サーバ及び端末は定期的にNTPサーバと時刻同期を行える仕組みとすること。
- (6) サーバ及び各端末にはウイルス対策ソフトを常駐させ、パターンファイルを常に自動適用できること。
- (7) 電子カルテ・医事会計システムについては、クラウド型とし、データセンターの冗長化、通信回線の冗長化により障害等による診察における影響を最低限とすること。
- (8) タブレット端末等を用いて施設内外で利用できるシステムとすること。
- (9) システム更新に必要な全てのハードウェア、ソフトウェア費用（搬入、据付、調整、インストール作業、既存システムのデータ移行作業、所内LAN配線などを含む）、関連付帯費用（関連システム更新費用、既存システムなどとの接続費用、既存システムの電子カルテ対応を目的とした機能拡張費用、撤去費用など）及びその他サービス費用（導入支援、調整作業、操作研修など）は、全て請負者の負担によって提供すること。

12. 電子カルテシステムとしての基本要件

電子カルテシステムの基本事項として以下の事項を実現可能な提案をすること。

また、外部からの指導等により下記の要件が実現できていないと見なされた場合は無償でシステム改修を行うこと。

- (1) 真正性・見読性・保存性のいわゆる「電子保存の3原則」を満たしていること。
- (2) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の最低限のガイドラインに準拠できること。
- (3) 各法令に準拠したシステムになっていること。
- (4) 端末の応答時間は患者のデータ量にかかわらず概ね以下の応答時間に対応できること。
 - ・ 1 患者の診療録表示時間・・・・・・ 5秒以内
 - ・ 1 患者の更新時間・・・・・・ 10秒以内
- (5) 在宅医療で活用できるようモバイル端末でシステムを操作することができること。

13. セキュリティや利用者の権限に関する基本要件

サイバーセキュリティや利用者の権限に関する基本要件として以下の事項の提案をすること。

- (1) 職員の職制に応じた詳細な機能制限が可能であること。
- (2) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準じたセキュリティ機能を備えていること。
- (3) カルテ記載以外に、システムの参照履歴が取れ、誰がいつどのような操作を行ったか追跡可能になっていること。また参照ログは保険医療機関及び保険医療養担当規則が求める期間保存可能となっていること。
- (4) サーバ及び各端末にはウイルス対策ソフトを常駐させ、パターンファイルを常に自動適用できること。
- (5) 総合医療情報システムログイン時は 2 要素認証の機能を備えていること。

14. 利用者情報の管理に関する要件

利用者情報の管理について以下の事項の提案をすること。

- (1) 端末のバージョンアップに自動配信やリモート機能を設定するなど、端末メンテナンスが容易に出来るように考慮されていること。
- (2) 職員が利用する各マスタの設定は専用の画面が容易されており、メンテナンスが容易であること。
- (3) 運用変更が生じた場合でも可能な限り各マスタの設定変更により対応できるようなシステムとなっていること。
- (4) 制度改正時以外でも更新のあった薬剤や材料等の基本マスタがシステムに定期的に反映する仕組みとなっていること。
- (5) 電子カルテシステムのオーダーに関するマスタは世代管理出来ること。

15. 電子カルテシステム

電子カルテシステムについて以下の機能を有すること。
実現不可の機能がある場合は運用方法を提案すること。

- (1) 診療支援機能
 - ①病名、診療記録、オーダー情報を事前にセット登録し、必要時にオーダーできる機能を有すること。
 - ②カルテ画面の固定表示領域に重要項目を表示・記載できること。

- ③過去のオーダー情報を流用し、簡単に再オーダーできる機能を有すること。
- ④患者ごとにメモを作成し、画面上で確認できる機能を有すること。
- ⑤オーダー内容は画面上で指示医師と実施者が確認できること。

(2) 印刷・抽出機能

- ①カルテ 1 号紙～3 号紙、医事システムの情報を印刷できること。
- ②診療情報を時系列に分類して表示できること。
- ③診療記録の改定履歴（改定箇所・改定者・改定時間）を管理できること。
- ④当日の外来患者一覧表、特定日の予約患者一覧表を簡単に表示できること。
- ⑤利用者単位又はグループ単位で任意の患者を登録して一覧にする機能

(3) 承認機能

- ①診療記録に関する承認機能を有すること。
- ②病名に関する承認機能を有すること。
- ③管理料・指導料に関する承認機能を有すること。
- ④承認項目選択機能を有すること。
- ⑤未承認項目を表示できる機能を有すること。

(4) 文書作成機能

- ①Word、Excel 又はそれに類するソフトウェアで文書を作成、登録できる機能を有すること。
- ②文書テンプレート登録機能を有すること。
- ③文書テンプレートに患者属性情報を反映できること。
- ④作成文書をカルテ外へ移出できること。

(5) レポート管理機能

- ①複数枚のレポートを一括して、スキャナ取り込みできる機能を有すること。
- ②レポートを保存・管理できる機能を有すること。
- ③登録したレポートの検索、表示、印刷機能を有すること。

(6) 医療安全管理機能

- ①同姓同名の患者を取り違えない為の機能

(7) 処方オーダー機能

- ①処方オーダーで管理（指示）できる機能
- ②薬剤検索や薬効表示機能
- ③処方箋に記載可能なコメント機能
- ④処方オーダー時の各種チェック機能
- ⑤ラベル発行先の選択機能
- ⑥処方オーダー時の操作支援機能
- ⑦後発医薬品への対応機能

（８）注射オーダー機能

- ①注射オーダーで管理（指示）できる項目
- ②薬剤検索や薬効表示機能
- ③注射オーダー時の各種チェック機能
- ④注射オーダー時の操作支援機能

（９）検体・生理検査オーダー機能

- ①検体・生理検査オーダーで管理（指示）できる項目
- ②検体・生理検査オーダー時の操作支援機能
- ③検体・生理検査結果履歴の表示・印刷機能
- ④検体・生理検査オーダー時の各種チェック機能
- ⑤ラベル（依頼書）発行先の選択機能

（１０）画像検査オーダー機能

- ①画像検査オーダーで管理（指示）できる項目
- ②画像検査オーダー時の操作支援機能
- ③画像検査結果履歴の表示・印刷機能
- ④高精細ディスプレイや読影レポートへの対応機能
- ⑤画像検査オーダー時の各種チェック機能

（１１）予約オーダー機能

- ①予約単位や予約枠基本設定に関する機能
- ②予約枠の修正機能
- ③予約制限等に関する機能
- ④予約状況を様々な条件で表示、印刷する機能

⑤予約登録時の操作支援機能

⑥予約票を出力する機能

(12) 薬袋印字機能

①処方情報から薬袋印字内容を抽出する機能

②抽出した情報を加工する機能

③Word 等で印刷する機能

16. 他医療機関との連携

下記の課題について、業務効率化が図れるよう、隠岐病院総合医療情報システム構成図を参考に提案すること。

(1) 検体検査にかかる隠岐病院への外注検査依頼方法の改善【連携 1】

現状：①診療所は、検体の採取後、手書きの検査依頼書と共に検体を隠岐病院へ移送

②隠岐病院検査室は、検査依頼書を元に検査オーダーを臨床検査システム（システムクス CAN 株式会社）に手入力

③隠岐病院検査室は、検査結果をシステムから抽出し、USB を用いて隠岐病院内にある診療所電子カルテ端末に検査結果を取り込む。

課題：診療所と隠岐病院のやり取りに手間がかかり、転記誤りなどのミスも発生しやすい状況である。

方針：電話や FAX に頼らない新しいシステムでの連携構築を構築し、外注検査依頼の業務改善となる案を提案すること。

(2) 診療所と隠岐病院間での電子カルテ（レントゲン画像も含む）の相互閲覧【連携 2】

現状：診療所電子カルテ端末を隠岐病院に設置しており、隠岐病院からの診療所電子カルテの閲覧は可能であるが、その逆は出来ない。また、診療所で撮影したレントゲン画像は紙媒体で印刷し、紹介状等に添付している。

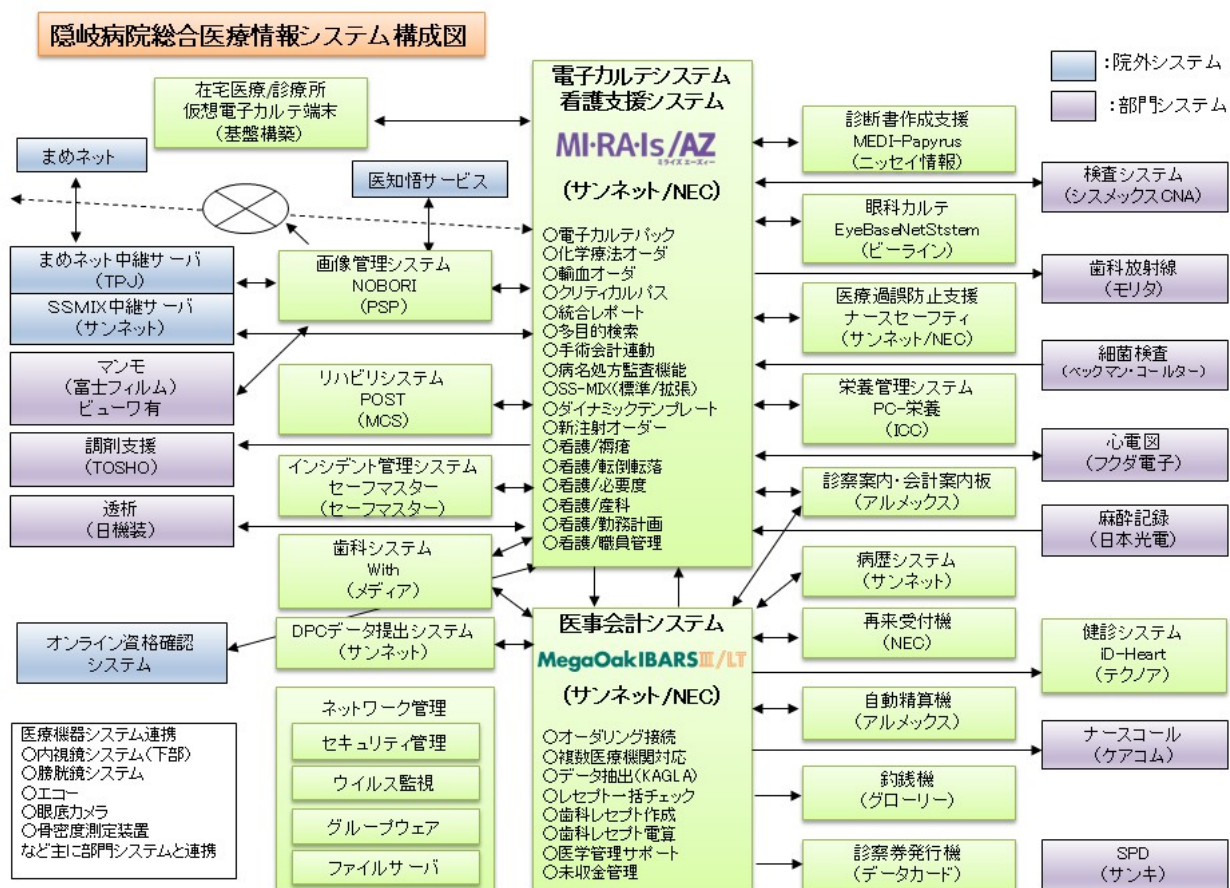
課題：診療所と隠岐病院間で電子カルテ及びレントゲン画像を相互閲覧できない。

方針：診療所と隠岐病院間で電子カルテ及びレントゲン画像を相互閲覧できる案を提案すること。

(3) データ受け渡し用連携システムの構築【連携 3】

現状：隠岐病院との紹介状のやり取りや、医療機器共同利用の依頼～結果受け取りを紙

方針：デジタル技術を活用し、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠した最適なデータ受け渡し連携システムの構築。



- ・保険請求に必要なレセプトデータを全て作成出来ること。
- ・レセプトチェックシステム機能を有していること。

(4) 統計業務

- ・会計データを利用したデータ抽出、統計機能を有すること。

(5) 入金管理

- ・日次・月次の入金データの管理機能を有すること。

(5) 未収金管理

- ・未収金管理が可能なこと。

(6) 制度改正及びマスタ修正について

- ・制度改正時のプログラム修正や薬剤、材料のマスタ修正については原則、業者側で対応を行うこと。職員にて対応が必要な場合は、手順書を提供すること。

(7) 電子カルテシステムとの連携について

- ・受付情報、オーダーの修正（追加、取り消しなど）などが電子カルテシステムとわかりやすく連携すること。

18. ウイルス監視システム

ウイルス監視システムに関する以下の機能について提案を行うこと。

(1) セキュリティ管理ソフト機能

セキュリティ管理ソフトを導入し、ライセンス管理、不正なプログラム、外部媒体の使用を管理する機能を有すること。

(2) アンチウイルスソフト機能

端末 pc についてはセキュリティ管理ソフトを導入し、パターンファイルは定期配信され常に最新のパターン情報が適用されること。※ライセンス数は 40 ライセンスとする。

19. サイバーセキュリティ対策への対応

下記に関するものは次期システムでどのように実現可能か提案すること。

なお、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠すること。

(1) サーバ、端末 PC、ネットワーク機器の台帳管理

納品時における納品物品の台帳について受注者にて作成、納品を行うこと。

(2) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）の適用

端末 PC において、ファームウェアやセキュリティパッチが最新となるような環境を構築すること。

- (3) インシデント発生時に診療を継続するための、データやシステムのバックアップ方法と復旧手順

20. 国が提示する医療DXへの対応

国は医療DXに関する施策として①国民のさらなる健康増進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の5つの実現を目指している。そのうち以下の具体的な施策についての対応をそれぞれ提案すること。

- (1) オンライン資格確認への対応

オンライン資格確認システムを新電子カルテと連携させること。

- (2) 電子処方箋への対応

電子処方箋に対応させること。

- (3) 電子カルテ情報の拡充標準化への対応

国は電子カルテの標準規格（HL7FHIR）への対応やオンライン資格確認等システムを拡充し、3文書6情報（診療提供書、退院時サマリー、健康診断結果報告書、傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報（救急及び生活習慣病）、処方情報）の共有を進めている。次期システムではこれにどこまで対応出来るのか説明すること。

21. 費用見積

総合医療情報システムの更新にかかる全ての費用について記述すること。

下記(8)～(9)を除いた費用額が100,000,000円(税込み)以内で収まる提案とすること。

- (1) パッケージソフト費用（業務毎の明細を明示すること。）

- (2) 更新費用（作業毎での明細を明示すること。）

- (3) ハードウェア費用（機器毎の明細を明示すること。）

- (4) データ移行費用（変更前業者が必要とする移出費用も踏まえて算出すること。）

- (5) ネットワーク構築費用（作業毎での明細を明示すること。）

- (6) 年間保守費用（ハードウェア・ソフトウェア）

(7) その他

- ・ソフトウェアは、基本パッケージとオプションに分けて記載すること。
- ・稼働後一年間の保守費用は導入費用に含めること。
- ・その他必要経費がある場合、各々明細を明示すること。

(8) 令和9年度～令和12年度の保守費用は、年度ごとに保守明細単位での費用を明記すること。

(9) 以下の提案内容は対象となる費用がどこに含まれているか、金額も含めわかるように提示すること。また、含まれていない場合は、費用を明記すること。

① 16. 他医療機関との連携

② 20. 国が提示する医療DXへの対応の「(3)電子カルテ情報の拡充標準化への対応」